

滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例に規定する届出の
技術要領

滑川町環境課

(趣旨)

第1 この要領は、滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（令和4年条例第2号。以下「条例」という。）に規定する届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(適用基準)

第3 条例第15条に規定する事業（完了）の届出書が既に交付されている事業区域内において、新たに太陽光発電設備の設置を行う場合は、条例第13条に規定する事業計画の届出（以下「事業届」という。）の必要な事業に該当しない。

(事業区域の境界の明示)

第4 事業区域界は、隣接する土地との利用形態を区別し、事業者の管理責任を明確にするため、変化点をプラスチック製境界杭等で明示しなければならない。

2 事業区域界は原則として筆界によるものとし、事業届を行う日までに隣接者と立ち会いの上確定しなければならない。

(接続道路の基準)

第5 太陽光発電設備は建築基準法上の建築物に該当しない工作物であるため、滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく接続道路の基準は適用しない。ただし、防災上の観点から、事業区域外の幅員4.0m以上の公道に、4.0m程度接するよう努めるものとする。

(空地の緑化)

第6 事業区域内の太陽光パネルが設置されない空地については、芝等の地被類により緑化することを原則とする。ただし、公園施設等の緑地施設を事業区域内に設ける必要はないものとする。

(1) 従前の土地が山林の場合は、むやみな木竹の伐採、造成は行わず、植生の保全に努めるものとする。やむを得ず伐採、造成を行う場合は、芝等の地被類により緑化するものとし、法面についても植生シート等により緑化を図るものとする。

(2) 従前の土地が農地・原野等の場合は、前号を基準として、むやみな耕起は避け、空地については芝等の地被類により、緑化を図るものとする。

(3) 雑草の繁茂により、事業区域外への影響が懸念される等の場合で、防草シートを施工する場合は、事業後の土地の状況を鑑み、別表-1①の「その他不浸透面」以上の流出係数を用いて雨水排水処理施設を検討することとする。

(柵塀等の基準)

第7 事業区域内への第三者の立ち入りを防ぎ、事故発生を防止するため、事業区域の境界から事業区域側へ、地上高さ1.1m以上の防護柵等を設置し、事業区域を囲うことを原則とする。

(準拠する技術基準等)

第8 事業の技術基準は、条例によるもののほか、埼玉県 農林部「埼玉県林地開発許可事務取扱要領」に準拠する。

2 条例第7条及び第12条に規定する、各種計画図等及び設計図等には、設計者の氏名及び所属をタイトルブロックに明記するものとする。

(伐採木等の搬出处分)

第9 事業に伴い木竹の伐採を行ったときは、存置に起因した災害防止のため、伐採木竹、除根した木竹の根等は事業区域外に搬出し処分することを原則とする。

(雨水排水路等)

第10 事業に伴い事業区域内外に設置する雨水排水路等については、コンクリート製、鋼製、強化プラスチック製、塩化ビニール製の製品等を使用することを原則とする。

2 木杭、土嚢、土側溝等、形状や素材の耐候性が低いとされる資材については、仮設材等に使用するものとし、雨水排水路等の資材として使用しないことを原則とする。

第12 事業区域内の雨水排水処理について、条例第4条に基づき、災害防止を目的とした雨水排水処理基準を次の各項に定めるものとする。

2 原則として、浸透型の流出抑制施設により事業区域内で処理するものとする。

3 前項によることが困難な場合、又は雨水の浸透により周辺へ悪影響を及ぼす恐れのある場合は、貯留型（オンサイト貯留、オフサイト貯留、貯留浸透）の流出抑制施設により雨水を処理することとし、許容放流量に相当する雨水量については、オリフィス孔により流出量を調整し、最寄りの用排水路、河川等の周辺公共用水域へオーバーフロー水として放流することを原則とする。ただし、拡水法による場合はこの限りではない。

※拡水法：不飽和土壤水帯を通して地中に浸透させる方法で、事業区域の地山部分に均等に浸透させる方法（浸透柵、浸透トレンチ、浸透側溝ほか）

4 事業者は、前項により事業区域から流出する雨水を公共用水域へ放流するときは、当該放流先の施設管理者と協議の上、許容流出量を定め施設容量を算定するとともに、当該放流先水路、河川等の施設管理者及び水利組合等の承諾を得るものとする。

5 第3項に規定する場合で、事業区域周辺に放流可能な公共用水域がなく、拡水法等オーバーフロー管の設置が困難な場合は、事業区域から雨水や土砂が下流域に流出しないよう、盛土小堤（別図-1）を、事業区域の低地部に築くことを原則とし、雨水の流出方向に対して直角方向を基本に設置するものとする。

6 流出係数、降雨強度、充填材の材料別空隙率については、別表-1 ①、②、③による。

7 浸透施設、貯留浸透施設、貯留施設を設置する場合は、埼玉県県土整備部「雨水流出抑制施設の設置等に関する条例許可申請・届出の手引き」、埼玉県農林部「林地開発許可事務取扱要領」、等の最新版に基づき計画しなければならない。

(関係法令との調整)

第13 町長は、当該事業が、下表に掲げる事業であるときは、同表の根拠規定に基づき、同表の許可権者と協議のうえ、条例に基づく調査・審査を行うものとする。

事業の種別	許可権者	根拠規定等
森林法に基づく林地開発許可申請を伴うもの	埼玉県知事	林地開発許可事務取扱要領 (平成29年5月埼玉県農林部森づくり課)

2 事業者は、前項に規定される場合で、条例第10条第1項に規定する事前協議を行おうとするときは、前項に基づく事前協議が完了した日以降に、町長に事前協議書を提出するものとする。

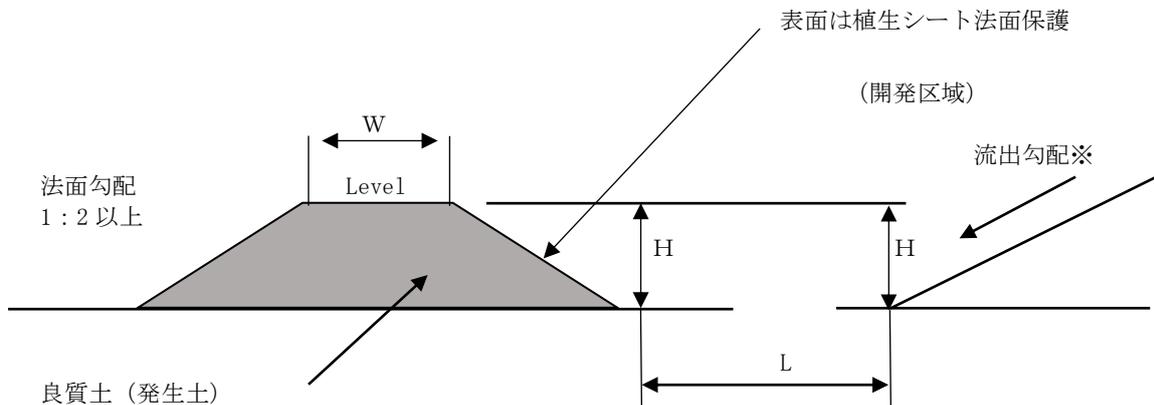
(その他)

第14 この要領に定めのない事項については、その都度町長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別図-1) 盛土小堤



※設置場所、延長等については、下流域に影響を与えないことを原則として計画する。

盛土小堤Hの値の基準

Hの値	Wの値	Lの値	適用
0.4m	0.4m以上	1.0m以上	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域が1.0ha未満で、かつ雨水の流出勾配が5%以上 0.3ha未満の山林で実施する事業
0.6m	0.6m以上	2.0m以上	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域が1.0ha以上で、かつ雨水の流出勾配が5%以上 0.3ha以上1.0ha未満の山林で実施する事業
1.0m	1.0m以上	3.0m以上	<ul style="list-style-type: none"> 1.0ha以上の山林で実施する事業

※ 流出勾配は、P点から上流側10m間の平均勾配とする。

別表-1

① 流出係数

種 別	流出係数	摘要
発電設備等	0.90	太陽光パネル、キューピクル、パソコン等 パネルの傾斜が20度を超える場合は0.95
屋 根	0.90	
道路	0.85	
その他の不透水面	0.80	防草シート含む
透水舗装	0.70	
水面	1.00	
水田	0.60	遊休農地等の場合は畑に準ずる
畑	0.30	
間地（空地）	0.20	
芝等の地被類	0.15	
勾配の緩い山地	0.30	
勾配の急な山地 （勾配30度以上）	0.50	

② 降雨強度

確率年	降雨強度（mm/hr）	備 考
5	57	

③ 充填材の材料別空隙率

材 料	粒 度	空隙率
単粒度砕石3号（S - 40）	40mm～30mm	35%
単粒度砕石4号（S - 30）	30mm～20mm	35%
プラスチック製貯留材	使用する製品のカタログ値を採用	